

延縄漁業の操業の制限

島根県連合海区漁業調整委員会指示第2-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数5トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く。）について、次のとおり指示する。

令和2年5月26日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 葛西清秀

1 操業の承認

島根県沖合海面において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者が使用するもの
- (2) 委員会が特に認めたもの

3 制限又は条件

この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

(1) 操業禁止海域

漁船規模	操業禁止海域
総トン数5トン以上10トン未満	島根県登録漁船にあっては、共同漁業権が設定されている海面。ただし、当該漁業権者の同意を得た場合にあっては、この限りではない。 島根県登録漁船以外にあっては、最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域。なお、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は、共同漁業権が設定されている海面とする。
総トン数10トン以上	最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。ただし、島根県隠岐郡の地先海面にあっては、最大高潮時海岸線から2海里以内の海域とする。

(2) 漁具漁法の制限

島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内の海域では、1月1日から7月31日まで及び12月1日から同月31日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

(3) 承認証の備付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、島根県登録漁船以外にあっては取扱要領に定める標旗又は標識を掲げなければならない。

4 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、取扱要領に定める漁獲実績報告書を、承認を受けた年の翌年6月30日までに委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年6月1日から令和5年5月31日までとする。